

# 特別養護老人ホーム観成園 短期入所利用料

R7.4.1～

ご利用者の負担額は、表1保険適用利用料・表2保険適用外利用料の合計額になります。

表1 保険適用利用料

(単位 1日当たり 円)

介護度	介護報酬(A) (利用者1割負担)	加算額(B) (利用者1割負担)	利用者負担合計 (A) + (☆B)
要支援1	5,290	☆サービス提供体制強化加算 I 220 ☆夜勤職員配置加算Ⅳロ(※介護予防を除く) 200	551
要支援2	6,560	介護職員等処遇改善加算 I ※1	678
要介護1	7,040		746
要介護2	7,720	連続30日を超えて利用した場合、日数により減算あり 療養食加算(食事箋必要)(1回あたり) 80	814
要介護3	8,470	看護体制加算(I) 40 看護体制加算(II) 80	889
要介護4	9,180	認知症行動・心理症状緊急対応加算 2,000 若年性認知症利用者受入加算 1,200	960
要介護5	9,870	緊急短期入所受入加算(※介護予防を除く) 900 ※上記以外にも該当する項目がある場合は加算させていただきます	1,029

※ 介護報酬加算額は1日当たりの金額です。該当する項目のその1割(または2割、3割)を負担していただきます。

※1 別途、保険適用利用料の合計額に14.0%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

表2 保険適用外利用料(利用者負担)

(単位 1日当たり 円)

項目 負担段階 ※4	食費 (C)	居住費 (D)	合計 (C+D)	その他日用品等負担額 (E)
第1段階 住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者 生活保護受給者 ※3	300	880	1,180	理美容代 実費 日用品費 実費 (ティッシュペーパー・歯磨き粉・歯ブラシ等)
第2段階 住民税世帯非課税で合計所得額と公的年金等収入額 の合計が年間80万円以下の方	600	880	1,480	ご利用者の嗜好等にかかる経費 実費
第3段階 ① 住民税世帯非課税で合計所得額と公的年金等 収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	1,000	1,370	2,370	医療費とならないもの 実費 (パルレン用カテーテル・ウロガード・カニューレ等)
第3段階 ② 住民税世帯非課税で合計所得額と公的年金等 収入額の合計が年間120万円超の方	1,300	1,370	2,670	設置テレビ利用代 1日 80円
第4段階 上記以外の方	朝食 345 昼食 650 夕食 530 計 1,525	2,066	3,591	電気製品個人持込料(電気料) 電気あんか・電気毛布 1日 各30円 ラジオ・ラジカセ 1日 各10円

※ 生活保護受給者は直接観成園までお問い合わせ下さい。

※ 上記以外にも算定要件がありますので、詳しくは市町村へ申請をお願いします。(配偶者の有無、預貯金の額 等)